

平成 24 年 11 月 27 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号
 株 式 会 社 S J I
 代表取締役会長兼社長 李 堅
 (JASDAQ: 2315)
 問 合 せ 先 :
 常務執行役員 コーポレート統轄本部長 大槻 二郎
 TEL 03-5769-8200 (代表)

第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 11 月 27 日開催の当社取締役会において、以下のとおり第三者割当により発行される取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、本社債に付された新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本新株予約権付社債の募集の概要

株式会社 S J I 第 1 回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 払込期日	平成 24 年 12 月 14 日
(2) 新株予約権の総数	25 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の払込金額：金 2,500 百万円（額面 100 円につき金 100 円） 但し、本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。
(4) 当該発行による潜在株式数	208,333 株
(5) 資金調達額	金 2,500 百万円
(6) 行使価額（又は転換価額）	1 株あたり、12,000 円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当により全ての本新株予約権付社債を株式会社 S R A に割当てます。
(8) その他	該当事項はありません

2. 募集の目的及び理由

当社は、当社の中国子会社をつかったオフショア開発を競争力の源泉として成長を遂げて参りました。中国は成長率の鈍化が懸念されてはいるものの、日本・欧米と比べ高成長が期待できる有望な市場であることから、当社が今後も成長を遂げるためにはオフショア開発の強化も含め中国事業の展開を強化することが重要と認識しています。

そこで当社は、本年 7 月に子会社を通じて日本企業向けのソフトウェア開発を中国で行う SinoCom Software Group Limited（以下「SinoCom」といいます。）を子会社化いたしました。SinoCom 株式の購入資

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

金は総額で947百万香港ドル（約9,953百万円）となり、当社は割当予定先である株式会社SRA（以下、「SRA」といいます。）からの借入金2,500百万円その他、金融機関等からの借入にて調達しておりますが、財務の安定性、利払い費用の軽減の観点から、長期性の資金あるいは低金利の資金等にシフトする必要性がありました。

このような状況の下、中国市場における事業展開等で既に当社と業務提携関係を築き実績を上げているSRA及び同社の親会社である株式会社SRAホールディングス（以下「SRAHD」といいます。また、SRAHDおよび同社の連結子会社からなる企業グループを「SRAグループ」といいます。）と協議を行ったところ、SRAグループより、オフショア開発も含めた中国事業を強化するにあたって当社との業務提携関係を一層強化させたいとの意向を示されるとともに、前述の貸付金2,500百万円を短期貸付金から長期性の資金、場合によっては株式にシフトしてもよいとの意向を示して頂きました。このため当社は、中国事業の展開を強化することの重要性について認識が一致しているSRAグループとの業務提携を強化し、かつ当社の財務安定化の観点からも、既に人的・資本的・事業的な関係があるSRAグループの中核企業であるSRAを割当先とすることが適切であると判断し、SRAとの間で本新株予約権付社債の割当てに合意いたしました。

なお、SRAグループとの協議の中で、新株発行あるいは新株予約権の発行も検討いたしました。新株の発行は希薄化が一気に進んでしまうこと、また新株予約権のみの発行では実際の資金調達の時期が不確定であること等を考慮した結果、新株予約権付社債を発行することといたしました。

本第三者割当による本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は208,333株（議決権数208,333個）であり、発行済株式数に対して最大で25.17%（総議決権数に対する割合25.23%）の希薄化が生じる可能性があります。しかしながら当社は、中国での事業展開に関し、割当予定先との業務提携の一層の強化が必要であること、本新株予約権付社債で調達する資金（以下、「本調達資金」といいます。）が、SinoCom子会社化というオフショア開発の強化に向けられたものであること、本新株予約権付社債の発行により、長期資金の確保による財務基盤の安定が図られるとともに利払い費用の削減がなされることなどから、本第三者割当による本新株予約権付社債の発行は、当社の成長及び経営の安定、ひいては当社の企業価値の向上につながると考えております。また、当社の企業価値の向上は既存の株主の皆様の利益にもつながると考えております。

（注1）SinoCom株式の購入に伴い、その他の借入れとして金融機関等から長期借入れ3,500百万円がありますが、この借入金の返済につきましては資産の売却並びに今後の事業利益により行う予定です。

（注2）本新株予約権がすべて行使された場合、SRAグループが保有する当社株式の議決権の総議決権数に対する比率が最大29.86%となり、当社はSRAグループの持分法適用会社になります。また、この場合、当社の大株主であるDigital China Software(BVI)Limitedが保有する当社株式の議決権については、総議決権数に対する比率が16.44%まで低下します。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
-	12,300,000	-

（注）1・後記「（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり本新株予約権付社債の発行による手取金はありません。

2・発行諸費用（消費税等を除く）の内訳（予定）

本新株予約権付社債の発行に係る発行諸費用の内訳は下記の通りですが、本新株予約権付社債の発行による調達資金はありませんので、これら発行諸費用は当社手元資金から支出する予定です。

①弁護士費用	8,000千円
②評価書費用	1,000千円
③その他事務関連費用	3,300千円

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権付社債の払込みは、S R Aの当社に対する平成 24 年 4 月 2 日付金銭消費貸借契約及び平成 24 年 9 月 28 日付覚書に基づく 2,000 百万円（利率は年 2.3%、返済期限は平成 24 年 12 月 28 日）の貸付金ならびに平成 24 年 9 月 28 日付金銭消費貸借契約に基づく 500 百万円（利率は年 5.0%、返済期限は平成 24 年 12 月 28 日）の貸付金（以下併せて「本貸付金」といいます。）の返還請求権との相殺によりますので、本新株予約権付社債の発行による手取金はありません。なお、本新株予約権付社債の発行により、本貸付金が相殺により消滅します。

当社は、子会社を通じて日本企業向けのソフトウェア開発を中国で行う香港証券取引所メインボード上場企業である SinoCom について、当時の同社大株主 China Way International Limited からの株式取得及び公開買付けを通じて平成 24 年 7 月に子会社化しておりますが、本貸付金 2,500 百万円は SinoCom の株式取得資金総額約 947 百万香港ドル（約 9,953 百万円）の一部として平成 24 年 5 月から 7 月にかけて全額充当したものです。

4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本新株予約権付社債の払込みは、SinoCom の株式取得資金の一部に充当した S R Aの当社に対する本貸付金 2,500 百万円との相殺によるものであります。

この点、中国は日本・欧米に比べて今なお高い成長率が期待できる市場であり、当社は中国を引き続き重要な市場と位置付け事業拡大を図っているものの、そのためには、①オフショア開発力を一層強化すること、②ブランド力を強化すること、及び③優良顧客を獲得すること、という課題を解決する必要があります。当社は、既存グループ会社の見直しを図り、事業の選択と集中により、将来より高い成長が期待できる企業をグループに取り込むとともに、戦略上の違いが生じた企業をグループから外すという事業再編を行って参りました。このような背景のもと、当社グループの日本における顧客への営業力と付加価値のある開発力、また SinoCom の中国における開発能力を組み合わせることにより、案件獲得の増加と開発要員の稼働率の向上、さらには利益率の改善ならびに企業ブランド力の強化につながることを期待して、当社は SinoCom を当社の子会社としたもので、SinoCom 子会社によって期待できるこれらの効果は、当社が今後も成長を続け当社の企業価値の向上につながるものと考えます。

したがって、当社は、本新株予約権付社債の払込みに本貸付金を充てることには合理性があると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権付社債の発行価額につきましては、公正を期すため、第三者機関であるアイ・アール・ビー株式会社（以下「算定機関」といいます。）に対して本新株予約権付社債の価値算定を依頼し、算定機関より、本新株予約権付社債の価格算定評価書（以下「本新株予約権付社債評価書」といいます。）を取得しております。

算定機関は一定の前提（本新株予約権付社債の発行要項に定められた諸条件、当社普通株式の価格変動性（ボラティリティ）等）の下、割当先の権利行使後の株式保有方針などを総合的に考慮して、新株予約権及び新株予約権付社債の公正価値評価において用いられる各種の評価モデルのうちいずれを採用すべきか、ファイナンス理論、証券投資理論等の知見を用いて検討しました。

上場株式のオプション価値評価モデルとしては、ブラック・ショールズモデルや格子モデルがよく利用されます。この点、ブラック・ショールズモデルは、理論計算式によって算出されることから、利便性に富むものの、ヨーロピアン・タイプのオプションを対象とする評価方法であることから、アメリカン・タイプのオプションの場合は、格子モデルを用いることが一般的であります。

しかしながら、次の3つの理由により、本件では、ブラック・ショールズモデルを採用しております。

第1に、格子モデルを使用したヨーロピアン・タイプ・オプションによる場合は、イン・ザ・マネーにおける権利行使時に売却を前提とした評価モデルである一方、本新株予約権付社債の発行条件及び割当先の株式保有方針から鑑みて、割当先は、イン・ザ・マネーのタイミングで権利行使を行い市

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

場で売却して利益を確定することを目的とはしておらず、格子モデル採用の前提を欠いていること。

第2に、本新株予約権付社債は譲渡制限が付されており、第三者が短期的な収益を獲得するために取得することは想定されていないため、本新株予約権付社債の割当先は、社債の満期時には、株式を保有するか社債の満期または期限前償還などにより投資元本を回収しているかのいずれのペイオフとなることから「社債のロングポジションとヨーロピアン・タイプのコール・オプションの組み合わせ」と考えることが合理的と思われること。

第3に、ブラック・ショールズモデルは、前提条件の客観性に優れた一般的株式オプション価値算定モデルであること。(この点、モンテカルロ・シミュレーションは、格子モデルと同様の前提に立っていることに加え、前提条件の設定によって結果が大きく異なり、とりわけ各変数に設定される確率分布が主観的または一定の幅の中での恣意的な選択になりやすく、その妥当性が問題となるため採用しておりません。)

このように、ブラック・ショールズモデルを用いて理論価格を評定した結果、算定機関により、本新株予約権付社債の発行価額は、公正な理論価格の範囲にあることが確認されています。さらに算定機関は、公募を含めた他社の発行事例なども参考に、これらとの比較において、本新株予約権付社債の発行条件(発行価格、利率、転換価格のアップ率など)は特に有利な条件とはいえ、合理的な市場価値を推計されると分析しております。

なお、転換価額は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断したことから、割当予定先と協議のうえ、本新株予約権付社債発行に関する取締役会決議日の直前取引日(平成24年11月26日。以下「本直前取引日」といいます。)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値10,000円に1.20を乗じた価額(円未満の端数切り上げ)である(12,000円)を転換価額とすることで合意、決定いたしました。

当該転換価額は、平成24年10月29日から本直前取引日までの1ヶ月間の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」といいます。)の平均値に対して28.05%のプレミアム、平成24年8月27日から本直前取引日までの3ヶ月間の終値の平均値に対して22.45%のプレミアム、および、平成24年5月28日から本直前取引日までの6ヶ月間の終値の平均値に対して11.65%のプレミアムとなっております。

平成24年11月27日開催の当社取締役会において当社は、本新株予約権付社債評価書における評価結果も勘案し、今回採用した各種条件を含め、(a)本新株予約権付社債に付された本新株予約権の理論的な公正価値と、(b)新株予約権を付したことに伴う本新株予約権付社債全体の発行に際し当社が得ることのできる経済的価値とは概ね見合っており、本新株予約権の払込金額を無償とすることは合理的であり、特に有利な条件による発行ではないと判断いたしました。

上記の議論を踏まえ、当社監査役4名(うち社外監査役3名)より、本新株予約権付社債の価値及び価値に影響を与えるさまざまな諸条件に関して、本新株予約権付社債評価書も考慮した上で、本新株予約権の払込金額を無償とすることは割当先に特に有利でなく本新株予約権付社債の発行を当社取締役会で決議することは適法である旨の意見を上記取締役会において述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社普通株式の平成24年9月30日時点の発行済株式総数827,799株(議決権数825,870個)に対して、本第三者割当による本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は208,333株(議決権数208,333個)であり、発行済株式数に対して最大で25.17%(総議決権数に対する割合25.23%)の希薄化が生じる可能性があります。

他方、当社取締役会は、①中国での事業展開に関し、割当予定先と業務提携を一層強化すること、②本貸付金2,500百万円は当社がオフショア開発強化のため子会社を通じて実施したSinoCom子会社化の資金の一部として全額充当したものであり、本新株予約権付社債の払込と本貸付金の返還請求権とを相殺することは実質的には当社が目指すオフショア開発強化のためであること、③本新株予約権付社債の発行により短期借入が償還期限2年の長期借入にシフトすることによる財務の安定化が図られること、④新株予約権のオプションプレミアムにより、単なる借入の場合よりも低い利率とすることが可能となり結果として当社の利払い費用が削減されること、⑤新株予約権が行使され株式に転換された場合には財務の安定化を図ることができることなどが、当社の成長および経営の安定、ひいては当社の企業価値の向上につながると考えております。また、当社の企業価値の向上は既存の株主の

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

皆様の利益にもつながると考えられます。

これらを総合的に勘案し、本第三者割当による本新株予約権付社債発行による潜在株式数の発生数量及び既存株式の希薄化の規模が合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①	商号	株式会社S R A
②	本店所在地	東京都豊島区南池袋2丁目32番8号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 鹿島 亨
④	事業内容	コンピュータシステムのシステム開発 コンピュータシステム及びネットワークシステムの運用管理 パッケージソフトウェア及びシステム機器等の販売等
⑤	資本金の額	2,640百万円
⑥	設立年月日	昭和42年11月20日
⑦	発行済株式数	15,240,000株
⑧	事業年度の末日	3月31日
⑨	従業員数	1,069名(平成24年3月31日現在)
⑩	主要取引先	SONYグループ 野村総合研究所 三菱フィナンシャルグループ 他
⑪	主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行 農林中央金庫 みずほ銀行
⑫	大株主及び持株比率	株式会社S R Aホールディングス 100%
⑬	当社との関係等	1. 割当予定先が保有している当社株式数 50,000株 (当社株式の議決権の総数に対して6.05%) 2. 割当予定先の株式の100%を保有する株式会社S R Aホールディングスと割当予定先とが保有している当社株式数 100,500株 (当社株式の議決権の総数に対して12.17%)
	取引関係	当社は、割当予定先からコンピュータソフトウェアの開発を受注しております。 当社は、割当予定先からSinoComの株式取得資金の一部として2,500百万円を借り入れております(詳細は前記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な用途」をご参照下さい。)

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	人的関係	当社取締役鹿島亨は、割当予定先及び割当予定先の株式の100%を保有する株式会社SRAホールディングスの代表取締役社長を兼務しております。また、当社取締役山崎善通は、割当予定先SRAの取締役常務執行役員及び割当予定先の株式の100%を保有する株式会社SRAホールディングスの常務取締役を兼務しております。その他の兼務はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円)

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
純資産	11,632	11,768	12,279
総資産	19,624	19,169	19,896
1株当たり純資産(円)	763.29	772.20	805.75
売上高	17,685	16,822	16,126
営業利益	1,076	880	1,085
経常利益	1,342	1,185	1,863
当期純利益	853	835	1,081
1株当たり当期純利益(円)	56.01	54.84	70.94
1株当たり配当金(円)	49.27	49.27	49.27

※なお、割当予定先であるSRAは、株式会社東京証券取引所市場第1部に上場するSRAHDの完全子会社であり、SRAグループは、反社会的勢力の排除に向けて「コンプライアンス・マニュアル」に基本的な考え方をまとめ、社員への周知を図り、平素より、警察、社団法人警察庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部専門機関と連携し、情報収集に努めております。

以上の内容について、当社は、SRAHDが株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンス報告書」に記載している「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」で確認しており、SRAはかかるSRAHDの完全子会社であることから、SRA、SRAの役員、及びSRAの株主たるSRAHDが反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しており、その旨の確認書を大阪証券取引所に提出しております。

(注) 1. 提出者と割当予定先との間の関係は、本日(平成24年11月27日)現在におけるものです。

但し、出資関係欄の株式数は平成24年9月30日時点の当社株主名簿に基づいております。

2. 出資関係欄の当社株式議決権の総数に対する割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、日本企業向けに当社の中国子会社を使ってソフトウェアを低コストで開発するという、いわゆる「オフショア開発」の先駆けであり、オフショア開発を競争力の源泉として成長を遂げるとともに、グループとして中国市場をターゲットとした事業にも取り組んで参りました。中国は、成長率の鈍化が懸念されてはいるものの、日本・欧米と比べはるかに高成長が期待できる有望な市場であることから、当社が今後も成長を遂げるためにはオフショア開発の強化も含め中国事業の展開を強化することが必要と認識しています。

そこで当社はオフショア開発強化のため、本年7月に子会社を通じて日本企業向けのソフトウェア開発を中国で行うSinoComを子会社化致しました。その際に、前記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり SinoCom 株式購入資金総額 947 百万香港ド

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ル(約9,953百万円)の一部である本貸付金2,500百万円を割当予定先であるSRAからの借入にて調達しております。

実質的には、本新株予約権付社債の発行により調達する資金は、「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり、本貸付金2,500百万円の返済に充当されますが、当社は、割当予定先を選定するに際して、既存大株主を中心に複数の候補者を検討いたしました。その結果、事業面ならびに人的・資本的な面で関係が深く、中国事業の展開を強化することの重要性について当社と認識が一致しているSRAグループのSRAを割当予定先として選定致しました。以下、選定の理由とその過程を具体的に説明いたします。

まず、事業面の関係ですが、当社とSRAHDとは、①当社の中国子会社を用いたソフトウェアの開発(オフショア開発)、②SRAグループの技術及び製品を当社の中国国内販売部門を通じて中国市場に提供することにより急成長する中国市場開拓の足がかりの構築、および③中国に進出しているSRAグループの日系顧客に対して、当社中国子会社からの様々なサービスの提供など、を企図して平成21年2月に業務・資本提携契約を締結いたしました。以来、当社は、オフショア開発をSRAグループから安定的に受注しており、提携の成果が着実に上がっております。また、当社は、SRAグループが自社製品を中国国内で販売する足がかりの構築を支援すべく、SRAグループに対してパートナーとなる中国企業を紹介するほか、中国に進出しているSRAグループの日系顧客へサービス提供ができるよう、当社グループ内の体制整備に取り組んで参りました。

次に、人的・資本的な面の関係ですが、SRAグループは、平成24年9月30日時点において、SRAHD及びSRAとで当社株式を100,500株(議決権割合12.17%)保有するとともに、SRAHD及びSRAの代表取締役社長である鹿島亨及び常務取締役山崎善通が当社取締役を兼務するなど、当社と親密な関係を構築しております。

このように親密な関係を構築するとともに、中国市場における事業展開等で既に当社と業務提携関係を築き実績を上げているSRAグループと協議を行ったところ、SRAグループよりオフショア開発も含めた中国事業を強化するにあたって当社との業務提携関係を一層強化させたいとの意向を示されるとともに、本貸付金2,500百万円を短期貸付金から長期性の資金、場合によっては株式にシフトしてもよいとの意向を示して頂きました。このため、当社は、中国事業の展開を強化することの重要性について認識が一致しているSRAグループとの業務提携を強化し、かつ当社の財務安定化の観点からも、既に人的・資本的・事業的な関係があるSRAグループの中核企業であるSRAを割当先とすることが適切であると判断し、SRAとの間で本新株予約権付社債の割当てに合意したものです。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先が本新株予約権の行使により取得する株式については、SRAグループと当社との業務提携を一層強化するとの趣旨、また、SRAHDが当社をSRAHDの持分法適用会社とすることも視野に入れているとの意向を示していることによって、安定的かつ継続的に保有する方針であることを確認しております。

また、本新株予約権付社債の譲渡については当社取締役会の決議による事前の承認を要するものとするとの制限を付すことについて、割当予定先との間で合意しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

前記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な用途」記載のとおり、本新株予約権付社債の払込みは割当予定先の当社に対する本貸付金との相殺によるため、払込みに懸念はございません。なお、当社はSRAHDが平成24年11月9日に提出した四半期報告書における平成24年9月30日時点の連結貸借対照表および、平成24年9月30日時点のSRAの貸借対照表により、SRAグループおよびSRAに十分な資金があることを確認しております。

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 24 年 9 月 30 日現在）		募集後	
Digital China Software (BVI) Limited	20.58%	株式会社 S R A	24.98%
李 堅	8.51%	Digital China Software (BVI) Limited	16.44%
株式会社 S R A ホールディングス	6.11%	李 堅	6.79%
株式会社 S R A	6.05%	株式会社 S R A ホールディングス	4.88%
株式会社ノーザ	5.01%	株式会社ノーザ	4.00%
中玩商事株式会社	4.42%	中玩商事株式会社	3.53%
琴井 啓文	3.32%	琴井 啓文	2.65%
エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社	3.27%	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社	2.61%
イーピーエス株式会社	3.01%	イーピーエス株式会社	2.41%
株式会社ブロードリーフ	3.01%	株式会社ブロードリーフ	2.40%

(注) 1. 上記表における持株比率は、総株主の議決権の数に対する所有議決権数の割合を記載しております。なお、株式会社 S R A は株式会社 S R A ホールディングスとその議決権の 100%を保有する同社の子会社であることから、平成 24 年 9 月 30 日現在の株主名簿による所有株式数及びかかる株式異動を踏まえると、株式会社 S R A ホールディングスが直接的・間接的に保有する持株比率は 12.14%(総株主の議決権の数に対する割合では、12.17%)、大株主順位は第 2 位となっております。

2. 募集後の持株比率は、平成 24 年 9 月 30 日現在の株主名簿を元にこれ以降の株式異動については上記 1 記載の株式異動のみを考慮した上で、今回発行する新株予約権がすべて行使された場合の新株式発行による増加分を反映したものであります。なお、株式会社 S R A ホールディングスが直接的・間接的に保有する募集後の持株比率は、29.81%(総株主の議決権の数に対する割合では、29.86%)となることから、当社は S R A ホールディングスの持分法適用会社になります。

8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

「5. 発行条件等の合理性 (1) 払込み金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、本新株予約権付社債の発行価額は、割当予定先に特に有利な発行ではないものと当社は判断しております。

その一方で、本新株予約権付社債が転換された場合には一定以上の議決権の希薄化を伴うことから、大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第 2 条において、「a. 経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手、あるいは b. 当該割当に係る株主総会の決議などによる株主の意思確認が必要」旨定められております。

当社は、割当予定先である S R A を中核とする S R A グループが平成 24 年 9 月 30 日時点において、当社株式を 100,500 株（議決権割合 12.17%）保有する当社の大株主であることを考慮して、当社少数株主の皆様の利益保護を徹底するという点から株主総会決議による株主の意思確認よりも、当社経営者から一定程度独立した第三者からの意見を入手することが適切であると判断し、当社経営者から一定程度独立した第三者による委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置し、第三者委員会に対し本第三者割当による本新株予約権付社債の発行を実施することの必要性及び相当性について意見を諮問すべく、当社社外監査役加藤文人氏（弁護士法人三宅法律事務所共同代表 弁護士）、藤井泰博氏（藤井公認会計士事務所代表 公認会計士）及び山本友也氏（大堀・山本法律事務所共同代表 弁護士）の 3 名を第三者委員会の委員として選定し、当社取締役会に対して意見を答申することを委嘱いたしました。

なお、当社社外監査役加藤文人氏と当社との間には当社の監査役を委任することを除いては当社と取引や契約並びに出資などの関係は一切なく、藤井泰博氏及び山本友也氏も当社と取引や契約並びに出資などの関係は一切ないため、これら 3 名はいずれも当社経営者から独立した第三者であります。

第三者委員会による討議は、平成 24 年 11 月 2 日から平成 24 年 11 月 14 日まで合計 2 回実施され、本第三者割当による本新株予約権付社債の発行を実施することの必要性及び相当性について検討が行われました。第三者委員会は、かかる検討を行うに当たり、検討に必要となる資料を収集し本新株予約権付社債発

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

行の目的及び内容について当社取締役に対してヒアリングを行い、本新株予約権付社債発行が既存株主の皆様と与える影響について検討を行いました。

第三者委員会は、慎重に検討を行った結果、本第三者割当による本新株予約権付社債の発行については、25%以上の希薄化が発生するものの、その必要性及び相当性が認められる旨の意見を委員全員の一致で採択し、平成24年11月27日に、かかる意見を当社取締役会に提出いたしました。なお、かかる第三者委員会の意見の要旨は下記のとおりです。

ア 本新株予約権付社債発行の必要性

当社は、SinoCom株式購入資金（以下「買収資金」という。）の総額947百万香港ドル（約9,953百万円）の資金を割当予定先であるSRAからの2,500百万円の借入及びその他の金融機関からの借入にて調達している。

しかし、買収資金の総額を有利子負債によって調達することは、当社の財務健全性を損ない、また一般に金融機関におけるM&A関連資金の融資条件は厳しく、金利や手数料率も高いことから、当社は財務の安定性、利払い等の費用の軽減の観点から、長期性の資金あるいは低金利の資金等にシフトする必要があると判断している。

すなわち、そもそも、本新株予約権付社債の払込は、SRAの当社に対する総額2,500百万円の貸付金の返還請求権との相殺によるため、本新株予約権付社債の発行による手取金はない。しかし、①本新株予約権付社債の発行により、短期の有利子負債が長期の社債に替わり、長期性の資金調達が図れること、②本新株予約権付社債の金利は2.0%と他の買収資金に係る調達コストに比べて低いこと、金利負担が軽減されること、③本社債の償還期日までに本新株予約権が行使されれば、新株への払込みとして社債の元金が充当されること、などの効果により、長期性の資金あるいは低金利の資金等にシフトする必要があるといえる。

以上の点を考慮すると、本新株予約権付社債によって資金調達を行なう必要性は、十分に認められると考えられる。

イ 他の手段との比較での本新株予約権付社債発行の相当性

（ア）借入れ、社債発行など有利子負債による調達との比較

現在、当社は、買収資金の総額（約9,953百万円）のほぼ全てを有利子負債によって賄っている状況にある。本新株予約権付社債は既存の借入金からの振替にあたり、新株予約権の権利行使によって社債は株式払込金として代用されるため、将来的には資本に振替わる可能性が高い。その際、有利子負債の減少と自己資本の増加によって、財務安定性が高まることになる。

また、本新株予約権付社債の満期は2年後であり、現在の借入よりも期間は長く、利率も2.0%であり、現在本件の買収資金のために借入れている有利子負債の金利に比べて相当程度低くなっている。したがって、仮に新株予約権が権利行使されなかったとしても、比較的長期の間、低利な資金調達が可能なこと、また権利行使がなされれば、自己資本の充実が図れることから、借入や社債に比べて合理的な資金調達手段といえる。

（イ）公募増資又は株主割当（ライツ・オフERING等）との比較

公募増資又は株主割当（ライツ・オフERING等）については、いずれも株式を割当てる者が多数にわたること、さらに株式市場の環境によっては、十分な応募者を確保できない可能性があること、などを考慮すると、資金調達の確実性という点に懸念がある。それに対して、本新株予約権付社債の割当は、社債での調達という意味で確実に資金を調達できることから、合理的な手段と思われる。

（ウ）株式の第三者割当との比較

株式の第三者割当は、適切な割当先に公正な価格で割当てることのできる場合に可能になる。当社は今般、株式の第三者割当による資金調達も検討したが、今後の事業において友好的関係を築けるような取引先、提携候補先をあたったところ、株式の割当に応じる意向のある者はみつからなかったとのことである。また、SRAに対して株式の第三者割当を行うことも交渉していたが、最終的に同社からは、一定の期間内において株式への転換を意思決定できるような選択肢を持ちたいとの意向があったとのことである。そこで、当社が確実に資金を調達でき、かつSRAも一定期間内に株式への転換が可能な手法として、新株予約権付社債の発行が両者の意向に合致すると都合に至った。

なお、本新株予約権付社債に付された本新株予約権の権利行使価格は、本新株予約権付社債の発

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

行時直前の市場株価に120%を掛けた価格であることから、転換によって増加する株数は、同じ時期に時価発行による株式の第三者割当を行った場合に比べて、増加する株数は少なく、希薄化率は低くなることから、既存の株主にとってメリットがあると考えられる。

以上の検討結果を考慮すると、本新株予約権付社債による資金調達のスキームを選択することは、相当と認められる。

ウ 当社の置かれた状況における各種の発行条件の内容の相当性

当社が、中国事業の展開を強化することの重要性について認識が一致しているSRAグループとの業務提携を強化し、かつ当社の財務安定化の観点からも、既に人的・資本的・事業的な関係があるSRAグループの中核企業であるSRAを割当先とすることが適切であると判断し、SRAを割当先と決定したことは、相当である。

発行条件のうち、発行価格の総額について、当社取締役会は、当社の成長及び経営の安定、ひいては企業価値の向上につながると判断しており、当社の企業価値が向上すれば、既存の株主の利益にもつながると考えられるため、本新株予約権付社債の発行価格の総額については相当性が認められる。

本新株予約権付社債の発行価額については、公正を期すため、第三者機関である算定機関に対して本新株予約権付社債の価値算定を依頼し、算定機関より、本新株予約権付社債評価書を取得しており、本新株予約権付社債評価書では、本新株予約権付社債の発行価格は有利発行にあらず、発行者である当社の株主にとって不利益となる内容ではないと判断している。

なお、新株予約権の転換価額は、割当決定時の直前の市場株価に対して20%のプレミアムを加えた価格となる。

さらに、本新株予約権付社債の金利は、年2.0%となっている。この金利は、当社が通常の事業金融を受ける際に適用される金利とほぼ同等であり、既存のSRAからの借入金利を若干下回るレベルと考えられるが、実際にSinoComの買収資金として調達した他の借入金利と比べると、表面金利でも年率6%程度低いものであり、その他の手数料等を考慮した実質金利で考えると、さらに大きな費用負担の軽減となる。また社債としては2年満期であり、ある程度長期的な資金調達となることから、期間面でもメリットがあるといえる。

加えて、本新株予約権付社債は発行体からの額面当たり100円での繰上償還条項が付されており、これによって、当社は、より有利な条件による資金調達の選択肢が生じた場合にリファイナンスを行なうことが可能となり、また株価が権利行使価格を上回って推移した場合に、事実上、市場価格を下回るか価格で自己株式の買取りをする効果があり、既存株主の利益を図ることができる。

したがって、これらの発行条件は相当であると考えられる。

当社取締役会は、かかる第三者委員会の意見を踏まえた上で、本第三者割当による本新株予約権付社債発行の必要性及び相当性が認められると判断し、平成24年11月27日に、本第三者割当を行う旨の決議を行いました。

なお、当該取締役会において、割当予定先であるSRAの代表取締役社長である鹿島亨及び同社取締役である山崎善通は、利益相反回避のため、本第三者割当に係る議案の審議及び議決には参加せず、上記2名を除く4名の取締役が同議案の審議及び議決に参加し、当該4名全員の賛成により可決されております。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高	22,020	17,812	20,832
営業利益	1,316	692	1,138
経常利益	1,241	821	1,833
当期純利益	80	8	795
1株当たり当期純利益（円）	149.98	11.26	1,038.22
1株当たり配当金（円）	100	200	200
1株当たり純資産（円）	15,518.80	15,206.78	16,484.66

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成24年9月30日現在）

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	827,799 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）に おける 潜 在 株 式 数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
始 値	13,000 円	21,700 円	14,290 円
高 値	42,400 円	24,500 円	15,010 円
安 値	10,060 円	10,950 円	9,600 円
終 値	21,780 円	14,180 円	13,890 円

② 最近6か月間の状況

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	12,630 円	11,500 円	12,700 円	10,890 円	10,350 円	9,800 円
高 値	13,500 円	15,300 円	13,200 円	11,890 円	10,700 円	10,060 円
安 値	10,660 円	10,260 円	10,420 円	10,200 円	9,700 円	9,050 円
終 値	11,700 円	12,700 円	10,890 円	10,320 円	9,800 円	9,290 円

③ 発行決議日（又は前日）における株価

	平成24年11月26日現在
始 値	9,920 円
高 値	10,090 円
安 値	9,730 円
終 値	10,000 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

発 行 期 日	平成23年10月17日
調 達 資 金 の 額	1,417百万円 1,401百万円（差引手取概算額）
発 行 価 額	1株当たり13,000円
募集時における 発行済株式数	718,799株
当該募集による 発行株式数	109,000株
募集後における 発行済株式総数	827,799株
割 当 先	CHINA LIANDI ENERGY RESOURCES ENGINEERING TECHNOLOGY LIMITED 71,000株 左 建中 38,000株
発行時における 当初の資金使途	LianDi Clean Technology Inc. の普通株式5,400,000株の購入資金 US\$25,920,000.00（邦貨換算額約1,996百万円）への充当

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

発行時における 支出予定時期	平成23年10月17日
現時点における 充 当 状 況	調達資金の使途の状況ですが、LianDi Clean Technology Inc. の普通株式 5,400,000 株の購入資金 US\$25,920,000.00 (邦貨換算額約 1,996 百万円) に充当いたしました。これにより LianDi Clean Technology Inc. の株式 14.81% を追加取得したこととなり、平成23年10月17日付で、同社を子会社化いたしました。

・第三者割当増資

発 行 期 日	平成21年12月29日
調 達 資 金 の 額	3,600百万円 (差引手取概算額円)
発 行 価 額	1株あたり16,500円
募集時における 発行済株式数	498,799株
当該募集による 発行株式数	220,000株
募集後における 発行済株式総数	718,799株
割 当 先	Digital China Software(BVI)Limited 170,000株 KING TECH SERVICE HK LIMITED 50,000株
発行時における 当初の資金使途	平成21年11月4日付の当社取締役会において決議いたしました第三者割当による自己株式の処分によって調達した資金(約380百万円)とあわせ、調達資金の半分程度(約2,000百万円)を借入金の返済に充当する予定であり、残りの半分をオフショア開発の増強、中国向けITソリューションサービス、日系企業へのグローバル・サポート・サービス等の中国における事業投資資金(約1,000百万円)及び中国におけるオフショア開発会社等の企業買収資金(約1,000百万円)に充当する予定であります。
発行時における 支出予定時期	平成21年12月以降
現時点における 充 当 状 況	調達資金の使途の状況ですが、オフショア開発強化の為に神州数碼通用軟件有限公司を約1,000百万円で買収いたしました。また、中国における日系企業へのグローバル・サポート・サービス等の事業投資資金につきましては、当初1,000百万円で予定しておりましたがデジタルチャイナグループ向け金融端末等の貿易業務が拡大し約1,500百万円を投入しております。尚、金融機関に対する返済は当初2,000百万円程度予定しておりましたが経済状況の不安定さを考慮して手元資金を積み増し返済には約1,000百万円充当いたしました。

・第三者割当増資

発 行 期 日	平成21年12月29日
調 達 資 金 の 額	新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額 2,312,500,000円 (差引手取概算額 2,292,500,000円)
発 行 価 額	1株あたり18,500円
募集時における 発行済株式数	498,799株

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当該募集による発行株式数	125,000株
募集後における発行済株式総数	623,799株
割当先	Digital China Software(BVI)Limited 900個 KING TECH SERVICE HK LIMITED 350個
発行時における当初の資金使途	借入金の圧縮及び事業の運転資金への充当
発行時における支出予定時期	平成22年7月以降
現時点における充当状況	当該新株予約権の行使期間は平成22年6月30日～平成23年12月29日であったところ、当該行使期間内に行使された当該新株予約権はございませんでした。したがって、新株予約権の行使に伴う調達資金の額はゼロであり、借入金の圧縮および事業運転資金への充当もございません。また、行使期間を経過したことより当該新株予約権は全て消滅しております。

・第三者割当による自己株式の処分

処分日	平成21年12月29日
処分した株式種類・数	普通株式 23,000株
処分価額	1株につき 16,500円
処分価額の総額	379,500千円
処分先	株式会社SRAホールディングス
処分時における発行済株式総数	498,799株
処分時における当初の資金使途	平成21年11月4日付の当社取締役会において決議いたしました第三者割当増資によって調達した資金(約3,600百万円)とあわせ、調達資金の半分程度(約2,000百万円)を借入金の返済に充当する予定であり、残りの半分をオフショア開発の増強、中国向けITソリューションサービス、日系企業へのグローバル・サポート・サービス等の中国における事業投資資金(約1,000百万円)及び中国におけるオフショア開発会社等の企業買収資金(約1,000百万円)に充当する予定であります。
発行時における支出予定時期	平成21年12月
現時点における充当状況	調達資金の使途の状況ですが、オフショア開発強化の為に神州数碼通用軟件有限公司を約1,000百万円で買収いたしました。また、中国における日系企業へのグローバル・サポート・サービス等の事業投資資金につきましては、当初1,000百万円で予定しておりましたがデジタルチャイナグループ向け金融端末等の貿易業務が拡大し約1,500百万円を投入しております。尚、金融機関に対する返済は当初2,000百万円程度予定しておりましたが経済状況の不安定さを考慮して手元資金を積み増し返済には約1,000百万円充当いたしました。

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

9. 今後の見通し

本新株予約権付社債の発行が、当社の平成 25 年 3 月期の連結業績及び個別業績へ与える影響は軽微でありませんが、中長期的には収益に貢献するものと考えております。

10. 社債要項

別紙ご参照

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙)

株式会社 SJI 第 1 回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債募集要項

本要項は、株式会社 SJI が平成 24 年 11 月 27 日開催の取締役決議に基づいて平成 24 年 12 月 16 日に発行する株式会社 SJI 第 1 回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、本社債に付された新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）にこれを適用する。

銘柄	株式会社SJI第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債
記名・無記名の別	本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金2,500,000,000円
各社債の金額（円）	金100,000,000円
発行価額の総額（円）	金2,500,000,000円
発行価格（円）	各本社債の額面100円につき金100円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率（％）	年2.0％
利払日	毎年6月15日及び12月15日（後記「利息支払の方法」参照）
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法</p> <p>(1) 本社債の利息は、平成25年6月15日を第1回の利払日として、その後毎年6月15日及び12月16日（ただし、繰上償還される場合には、繰上償還日）（以下「利払日」という。）に、当該利払日の直前の利払日（第1回の利払日においては払込期日）の翌日から当該利払日までの期間（以下「利息計算期間」という。）について支払う。利息計算については、1年を365日として日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。</p> <p>(2) 利払日が銀行休業日にあたる場合は、その支払を当該利払日の前営業日に繰り上げるものとする。</p> <p>(3) 次の①乃至②の場合における各本社債の利息の発生並びに未払経過利息（本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様とする。）の支払については、それぞれ以下に定める通りとする。</p> <p>① 本新株予約権が行使された場合 本新株予約権の行使の効力発生日の直前の利払日（当該行使の効力発生日が第1回の利払日前である場合には払込期日）以降、当該本新株予約権の付された各本社債の利息は発生しないものとする。</p> <p>② 償還の場合（本社債の元本の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元本の支払に関して債務不履行が生じている場合を除く。） 本社債の満期償還日（繰上償還の場合は繰上償還日）以降、当該償還に係る各本社債の利息は発生しないものとする。 なお、繰上償還日において残存する未払経過利息は、後記</p>

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p>「償還の方法」の「2 償還の方法および期限」に定められた要項に従い償還とともに支払われる。</p> <p>2 支払の手続 本社債の利息は、欄外注 6 に定める元利金支払場所において支払う。</p>
償還期限	平成26年12月15日
償還の方法	<p>1 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 満期償還 本社債の元本は、平成 26 年 12 月 15 日（以下「満期償還日」という。）にその総額を償還する。</p> <p>(2) 繰上償還 本項(1)の規定にかかわらず、当社は以下の場合において、満期償還日前に本社債の全部又は一部を償還することができる。</p> <p>① 当社の選択による繰上償還 当社は、平成 25 年 6 月 14 日（以下「任意償還日」という。）以降、30 営業日以上 60 営業日以内に本社債権者に対し事前の通知を行うことにより、その選択により、その時点で残存する本社債の全部又は一部を、各本社債の額面 100 円につき金 100 円の割合で、任意償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息の支払とともに繰上償還することができる。</p> <p>② 上場廃止事由による繰上償還 上場廃止事由が生じ、かつ継続している場合、当社は、30 営業日以上 60 営業日以内に本社債権者に対し事前の通知（以下「上場廃止事由償還通知」という。）を行うことにより、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を各本社債の額面 100 円につき金 100 円の割合で、当社が当該償還のために設定する日（以下「上場廃止事由償還日」という。）まで（当日を含む。）の未払経過利息の支払とともに、当該上場廃止事由償還日に償還することができる。 「上場廃止事由」とは、当社普通株式（組織再編行為（後記③に定義する。）に伴い、承継会社等（後記③に定義する。）に当社の本新株予約権付社債上の義務が承継される場合には、承継会社等の普通株式）が日本のいずれの金融商品取引所においても上場されなくなった場合をいう。なお上場廃止事由償還通知に先立って後記③に基づく繰上償還の通知がなされた場合には、以後本②は適用されないものとする。</p> <p>③ 当社が組織再編行為を行う場合の繰上償還 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案、資産譲渡（資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売</p>

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が譲渡先に移転又は承継される場合に限る。)承認の議案、又はその他の法令上の組織再編で、その手続により本社債若しくは本新株予約権に基づく当社の義務が第三者に引き受けられることとなる手続の承認の議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)(以下「組織再編行為」という。)において、当該組織再編行為の後に当社が、(i)当該組織再編行為の際の適用法令上(当該法令に関する公的若しくは司法上の解釈をも考慮する。)承継会社等(後記に定義する。)に当社の本新株予約権付社債上の義務を移転又は承継させるため本要項に従った措置を講じることができない場合、(ii)上記法令上当該措置を講ずることは可能であるものの当社が最善の努力をしても本要項に従い承継会社等に当社の本新株予約権付社債上の義務を移転又は承継させることができない場合、又は(iii)当社の最善の努力にもかかわらず、組織再編行為効力発生日(当該組織再編行為の日若しくは組織再編行為によって企図されている組織再編の効力発生日のいずれか遅い方の日をいう。以下同じ。)の25日前の日において、承継会社等の普通株式について日本の金融商品取引所に上場が認められておらず、かつ、当該組織再編行為効力発生日以前若しくはその直後にかかる上場が認められることの確認が当社又は承継会社等により得られていない場合、又は(iv)本社債権者に対し、当該組織再編行為効力発生日若しくはその直後において承継会社等の普通株式が日本の金融商品取引所に上場されることを当社が予定していない旨の証明書(理由を問わない。)を当該組織再編行為以前に交付した場合には、当社は、15営業日以上前に本社債権者に対し事前の通知をした上で、当該通知において指定した償還日(当該組織再編行為効力発生日より前の日とする。以下「組織再編償還日」といい、任意償還日及び上場廃止事由償還日と併せて「繰上償還日」という。)において、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、組織再編償還日まで(当日を含む。)の未払経過利息の支払とともに繰上償還するものとする。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、資産の譲受会社又は他の法令上のこれらに相当する会社をいう。

④協議による繰上償還

当社は、任意償還日以降、本社債権者より繰上償還の請求があった場合には、本社債の繰上償還について本社債権者との間で協議するものとし、協議が整った場合には、前記①に従って、本社債の繰上償還を行なうことができる。

(3) 満期償還日

本社債の満期償還日(繰上償還される場合は繰上償還日)が銀行休業日にあたるときは、支払はその前営業日にこれを繰り上げる。

(4) 買入消却

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p>① 当社は、本社債権者と合意の上、払込期日の翌日以降いつでも本社債の買入消却を行うことができる。ただし、本新株予約権又は本社債の一方のみを消却することはできない。</p> <p>② 当社は、払込期日の翌日以降、本社債権者より請求があった場合には、本社債の買入消却について本社債権者との間で協議するものとし、協議が整った場合には、前記①に従って、本社債の買入消却を行なうことができる。</p>
募集の方法	第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権付社債を株式会社S R Aに割り当てる。
申込証拠金（円）	該当事項はない。
申込期間	平成24年12月14日
申込取扱場所	東京都品川区東品川四丁目12番8号 株式会社S J I 経営管理本部
払込期日	平成24年12月14日
振替機関	該当事項はない。
担保	<p>1 本新株予約権付社債には物上担保は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。</p> <p>2 李堅及び琴井啓文は、本新株予約権付社債の元本及び利息並びにこれらに付随する一切の債務の支払につき連帯保証する（以下、本新株予約権付社債の社債権者の李堅及び琴井啓文に対する連帯保証債権を「本連帯保証債権」という。）。なお、李堅又は琴井啓文が連帯保証債務の一部を履行したことにより取得する当社に対する求償権は、発行会社の一般財産について、本新株予約権付社債の元本及び利息並びにこれらに付随する一切の債務の支払に劣後するものとし、李堅及び琴井啓文は、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）の承諾なくしてかかる求償権を行使できないものとする。</p>
財務上の特約（その他の条項）	<p>1 特定資産の留保 当社は、本社債権者と協議のうえ、いつでも当社又は当社の子会社の有する特定の資産（以下「留保資産」という。）を本新株予約権付社債以外の債務に対し担保提供を行わず本新株予約権付社債のために留保する旨の特約を本社債権者との間に締結することができる。</p> <p>2 前項の場合、当社は、本社債権者との間に次の①乃至⑥についても同時に特約を締結する。</p> <p>① かかる特約の締結時点において当社が本社債権者に別途開示するもの（もしあれば）を除き留保資産のうえに本社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利若しくはその設定の予約、又は本新株予約権付社債の担保とすることを妨げる約束が一切存在しないことを当社が保証する旨。</p> <p>② 当社は、本社債権者の書面による承諾なしに留保資産を他に譲渡若しくは貸与しない旨。</p> <p>③ 当社は、原因の如何にかかわらず、留保資産を害するおそれのある場合は、ただちに書面により本社債権者に通知し、その指示に従う旨。</p> <p>④ 当社は、本社債権者が本件新株予約権付社債権保全のために必要と認め請求したときは、ただちに本社債権者の</p>

ご注意：この文章は、当社の第三者割当てによる取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p>指定する資産を留保資産に追加する旨。</p> <p>⑤ 当社は、本社債の未償還残高の減少又はやむを得ない事情がある場合には、本社債権者の事前の書面による承諾を得て、留保資産の一部又は全部につき本社債権者が適当と認める他の資産と交換し、又は留保資産から除外することができる旨。</p> <p>⑥ 当社は、本社債権者が本新株予約権付社債権保全のために必要と認め請求したときは、本社債権者と協議のうえ、留保資産の一部又は全部につき、本連帯保証債権のために担保権を設定する旨。</p> <p>3 第1項の場合、本社債権者は、本連帯保証債権の担保のために必要と認められる措置をとることを当社に請求することができる。</p> <p>4 当社が吸収合併、株式交換又は吸収分割により、担保権が設定されている、又は留保資産提供が行われている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社又は吸収分割の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合は、第1項乃至第3項は適用されない。</p>
--	---

(注) 1 本社債の払込

本社債の払込は、株式会社SRAの当社に対する貸付金債権との相殺による。

2 社債管理者

本社債は、会社法（平成17年法律第86号 以下「会社法」という。）第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

3 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

財務代理人、発行代理人及び支払代理人は設けない。

4 本社債権者に対する通知の公告

本社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。

5 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。以下同じ。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を前項に定める方法により通知する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

6 元利金支払事務取扱場所（元利金支払場所）

株式会社SJI 経営管理本部

7 期限の利益の喪失に関する特約本社債には期限の利益喪失事由を定めない。

また、本社債権者は、会社法第739条第1項に基づく決議を行う権利を有しない。

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(新株予約権付社債に関する事項)

<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 なお单元株式制度は採用していない。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の行使により当社が交付すべき株式数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の総額を後記「新株予約権の行使時の払込金額」の「2 転換価額」記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、当社が单元株式数を定めた場合であって本新株予約権の行使の結果单元未満株式が発生する場合、本新株予約権付社債の新株予約権者により会社法に定める单元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容とその価額 本新株予約権1個の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、前記「償還の方法」の「2 償還の方法および期限」の規定にかかわらず本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>2 転換価額</p> <p>(1) 当初転換価格 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、当初、12,000円とする。</p> <p>(2) 転換価格の調整</p> <p>① 当社は、本新株予約権付社債の発行後、後記②に掲げる各事由により当社普通株式の既発行株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。</p> $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前転換価額}} = \text{調整後転換価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}$

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

② 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(ア) 後記 ④(イ) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、当該発行若しくは処分に関する払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(イ) 当社普通株式の株式分割又は無償割当てをする場合
調整後の転換価額は、株式分割については株式の分割のための基準日の翌日以降、無償割当てについては株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日（かかる基準日を定めない場合は、当該無償割当ての効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(ウ) 後記 ④(イ) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は後記 ④(イ) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当てによる場合を含むが、ストック・オプションその他のインセンティブ・プランを目的として発行又は付与されるものを除く。）

調整後の転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該発行又は付与に関する払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(エ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに後記④(イ)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(オ) 前記 (ア) 乃至 (イ) の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、前記 (ア) 乃至 (イ) にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。但し、株式の交付については後記欄外注11⑤の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株} \\ \text{式数} \end{array}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

③ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額調整式を適用する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

④ (ア) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(イ) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日（但し、前記②(オ) の場合は当該基準日の翌日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

「取引日」とは、株式会社大阪証券取引所が開設されている日をいい、当社普通株式の終値が発表されない日を含まない。

(ウ) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、前記②(イ) の場合には、転換価額調整式で使用する新規発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

⑤ 前記②の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者の承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

(ア) 株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少に際して行う剰余金の配当、会社分割、株式交換若しくは合

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p>併又は当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(イ) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(ウ) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>本(2)により転換価額の調整を行うときには、当社は、その旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに公告又は通知する。但し、前記②(ウ)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記公告又は通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金2,500,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（転換価額が調整された場合は調整後の転換価額）とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	<p>平成24年12月15日から平成26年12月14日における後記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に記載の行使請求受付場所の営業終了時までとする。但し、当社が前記「償還の方法」(2)①乃至④のいずれかにより本社債を繰上償還する場合には、償還日の前営業日における後記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に記載の行使請求受付場所の営業終了後は、本新株予約権を行使することはできないものとする。また、当社が組織再編行為を実行するために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合であって、本新株予約権は、当社が定める期間（かかる期間は、30日を超えないものとする。）その他必要事項をあらかじめ書面により本社債権者に通知したときには、当該期間、本社債権者は行使請求することができないものとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行使請求受付場所 みずほ信託銀行 証券代行部 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項はない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項及び第3項の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。 また、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の決議による事前の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、本社債の額面金額を本社債に係る本新株予約権の数で除して得られる数と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はない。

- (注) 8 各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計25個の新株予約権を発行する。
- 9 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
- 10 本新株予約権を割当てる日
平成24年12月14日
但し、本社債の払込金額が払込期日に払い込まれることを本新株予約権割当の条件とする。
- 11 本新株予約権の行使請求の方法
- ①本新株予約権の行使請求受付事務は、前記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に記載の行使請求受付場所においてこれを取り扱う。
 - ②行使請求しようとする本社債権者は、新株予約権行使により交付される振替株式の記録を受けるための振替口座を株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の定める株式等の振替に関する業務規程に規定される口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）又は機構に開設しておかなければならない。また、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債の銘柄、行使請求額面等を記入し、行使請求しようとする本新株予約権付社債に係る本社債券等を添えて前記「新株予約権の行使期間」に定める行使請求期間中に口座管理機関又は機構に対し、行使請求の取次ぎを請求しなければならない。
 - ③当社が単元株式数を定めた場合であって、行使請求しようとする本社債権者は、当該本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合、本要項に定める単元未満株式の精算のため、新株予約権の行使と同時に当該単元未満株式の買取請求権を行使するための手続を行うものとする。
 - ④行使請求の効力は、行使請求する旨の申し出が口座管理機関及び機構を通じて「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に通知された日に発生する。
 - ⑤当社は行使請求の効力発生後、当該行使請求により交付すべき株式につき、当該本社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関又は機構における振替口座簿の保有欄へ振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
 - ⑥本注①乃至⑤に定めるほか、本新株予約権の行使請求については、機構の定める業務規程その他の規則に従うものとする。

以 上

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。